

CFPの削減率の算定方法について

平成23年3月10日

カーボンフットプリント制度試行事業事務局

昨年5月から7月に開催された「カーボンフットプリント・ルール検討委員会」において、試行期間の暫定措置として「多様な表示」を認めることとなり、「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」及び「商品種別算定基準（PCR）策定基準」等の改定が行われました。

すでに、「多様な表示」のうち、「単位量あたり」及び「機能あたり」のCFP算定・表示方法については、暫定的な運用ルールを公開しておりますが、これに引き続き、「削減率」の算定・表示の考え方について整理いたしました。

<「削減率」の算定方法の考え方>

1. 「削減率」を算定する対象製品が備えるべき基本的な条件

「削減率」を算定・表示するには、「削減前」と「削減後」の2つの算定を行う。こうした算定結果の比較においては、ISO14025・14040・14044及び将来的にはISO14067（現在、標準化作業中）に記載される、比較に関連する要求事項を満たすことが望まれる。それらをベースとして、CFP制度試行事業における「削減率」算定・表示においては、以下の条件を満たさなければならない。

- ① 同一のPCRを用いて算定されていること。
- ② 自社製品の比較であること。
- ③ 同一もしくは同等の機能であること。（削減主張の場合は同等以下の機能との比較も可）
- ④ データの収集方法が同等であること。
- ⑤ 検証を受けた数値間の比較であること。
- ⑥ 比較条件に関する情報開示^(*)を行うこと。

※) 情報開示の方法について

- ・ CFPマークの表示方法については「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従うこと。
- ・ CFPウェブサイトに掲載される「詳細情報」においては、「当該製品における販売単位あたりのライフサイクル全体の絶対値」「機能が同一もしくは同等であることの説明」を必ず記載すること。さらに、削減ポイントの解説を付記することが望ましい。

2. 「削減率」の算定において求められる要件

(1) 同一もしくは同等の機能の考え方

- ・ 「削減率」の算定・表示を申請する事業者は、同一あるいは同等の機能であることを説明し、妥当性を示さなければならない。
 - JIS規格等を活用して、同等であることを示してもよい。

(2) 一次データと二次データ

- ・ 一次データにもとづくCO₂削減でなければならない。
ただし、CO₂削減を目的とした素材切り替えの場合の二次データの変更による削減は認める。
- ・ 算定においては、削減前と削減後ともに最新の原単位データベースを用いなければならない。(つまり、削減前の検証結果も最新の原単位データベースで再検証を受けること。)

(3) 過去のデータとの比較

- ・ 過去の製品との比較について、検証可能な範囲において比較しても良い。
 - 削減前の比較対象製品が10年前のデータであっても、検証を受けられるならば、削減率の算定・表示をすることができる。

(4) 最低削減率

- ・ 一定水準以上の削減率を実現しない場合には、削減率表示を認めるべきでないという考え方もあるが、データ収集方法が同等であるならば、削減率が小さくとも表示しても良い。

(5) 部分削減表示

- ・ ライフサイクル全体でのCFP削減率を表示した上で、一部のライフサイクル段階等に限定した部分削減表示について、以下の条件に基づき追加表示しても良い。
ただし、追加表示する場合には消費者に誤認を与えないなど、特段の配慮が求められる。
 - ライフサイクル全体の寄与度が高い場合は、削減率や削減のポイントなどを表示することができる。
 - ライフサイクル全体の寄与度が低い場合は、削減のポイントのみ表示することができる。

3. その他

- ・ その他の比較表示についても、本算定方法に基づいた算定・表示をしなければならない。
- ・ 本算定方法を用いて、「削減率」の算定・表示を行う事業者は、事前に必ずカーボンフットプリント制度試行事務局へ連絡すること。

以 上